

ろう者による手話通訳に関する見解

一般財団法人全日本ろうあ連盟

<経緯と背景>

障害者の権利に関する条約の批准後、国内法が整備され障害者基本法の改正、障害者総合支援法成立、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正に加え、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も成立しました。

これらの法整備により、以前と比べきこえない・きこえにくい人への情報保障が進むと同時に、その需要も増大しました。「ろう通訳」という言葉は、東京パラリンピックの開閉会式の中継（NHK Eテレ）において、きこえる人が担っていた手話通訳をろう者が担ったことにより、広く知られるようになりました。しかし「ろう通訳」という言葉の定義や役割および職務内容が明確でないままに広がることを懸念し、ろう者による手話通訳の実態把握とニーズの調査に取り組むことになりました。

この結果、放送や舞台だけでなく、医療や福祉の現場においても、「手話通訳（きこえる者）」では伝え切れない内容を「手話通訳（ろう者）」が代わりに伝えるというケースが多々あることが明らかとなりました。

このことから「手話通訳（ろう者）」のニーズは高く、更なるろう者の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの保障の促進のためには必要不可欠な存在であると考えられます。

しかしながら、「手話通訳（きこえる者）」は公的な養成・認定・派遣の制度が確立しているのに対し、「手話通訳（ろう者）」には養成・認定・派遣など制度的に確立されたものはなく、養成のみを一部の民間団体が行っているのが現状であり、「手話通訳（ろう者）」の公的な養成・認定・派遣の検討は喫緊に取り組むべき課題となっているためこの検討会を立ち上げました。

<手話通訳とは（通訳論）>

手話通訳者の役割は、音声言語と手話言語という異なる言語を話す人同士のコミュニケーションをつなぐことにあります。また、手話通訳の現場は個人情報を取り扱うケースが多くあり、高い専門性が求められます。専門性とは、高い倫理観、公正な態度、忠実な通訳、通訳に関する幅広い知識、高度な通訳技術などを含みます。

我が国においても、これまで多くの先陣たちの努力と実践によって、こうした手話通訳の専門性が積み上げられてきました。しかしながら、ろう者に対しては、公的な養成・認定・派遣の制度が整備されておらず、専門性を習得する場が限られてきた現状がありました。けれども、ろう者は、その多くが手話を母語としていることもあり、手話における微妙なニュアンスの理解や表現に長けています。また、手話以外にもその生活様式、歴史、環境等を知っており、それらを共有しています。

このため、ろう者も通訳の専門性を培う場を設けることによって、ろう者としての強みを生かしながら、また、ろう者ならではの方法で、ろう者ときこえる人の間の安定したコミュニケーション環境を整えたり、コミュニケーションの目的を果たしたりすることがで

きるのではないのでしょうか。手話が母語であるろう者と日本語が母語であるきこえる人が協力しながら、それぞれの強みを生かしながら通訳活動を行うことにより、放送や講演等における手話通訳のみならず、医療や福祉など幅広い分野においてもよりよいコミュニケーションの保障を行うことができるものと考えられます。

<ニーズ調査>

放送関係の通訳以外に、国内においてろう者が通訳をする場面があるのか、特に意思疎通や通訳が困難な例が多い相談支援の場面における実態を把握するため、ろう者の相談員へのアンケート調査（2023年8月から9月まで調査し、全国9ブロックのうち北信越を除く8ブロック26名から回答）を行いました。

アンケート調査の結果からわかったことは、派遣された手話通訳者とろう対象者の手話が通じていない場合、ろう者かきこえる者かに関わらず、相談員がコミュニケーション支援を行うことがあるということでした。特に、知的、精神等の重複障害者、（十分な教育を受けられなかった）高齢者、未就学、身振りやホームサイン中心のろう者が対象となっている場合には、相談員による支援が求められるケースが多くありました。

きこえる相談員はすべて手話通訳資格を有していましたが、ろう者の相談員は「通訳」が業務ではないため手話通訳にかかわる学習はしてはいませんでした。

また、ろう者の相談員かきこえる相談員かによって、ろう対象者が表出する手話や話す内容に違いがあることも判明しました。

ろう者の相談員に対しては、普段の会話と同じ表現で、話しやすく本音を出しやすいのに対し、きこえる相談員に対しては、ろう対象者が声を出したり、伝わるように表現を工夫したりしており、本音を出せない等の様子が見られました。

日常生活におけるコミュニケーションで困難な状況が続いているために「きこえる人」に苦手意識をもつろう者も少なくなく、手話を母語とするろう者からの支援（ピアサポート）は大きな意義をもっているようです。

また、手話言語法が制定されているリトアニアでろう者の通訳をされているアルナス・ブラジンスカス氏へもヒアリングを行いました。リトアニアでは大学で手話通訳者の養成が行われており、ろう者もきこえる人も同じように大学で養成課程を履修することができます。養成課程修了後は、きこえる人とろう者の通訳は一緒に派遣され、CO通訳（COとは共同、相互、同等の意味）と呼ばれ協働しての通訳が行われています。

「手話通訳（ろう者）」の強みは、ろう者の生活様式を知っていること、視覚情報の取得に強いことです。福祉的なサポートが必要なろう者等への支援において、きこえる人とろう者それぞれの強みを発揮し、より充実した支援を行うことができると考えられ、場面や対象者に応じて「手話通訳（ろう者）」を派遣しています。特に司法、医療、福祉等では、「手話通訳（ろう者）」の派遣が必要となっています。

<結論と今後の課題>

これまでの調査やヒアリングから「手話通訳はろう者ときこえる人が協働することでより良い手話通訳が行える」と考えられます。しかし、ただ、「手話ができる」からと言って「通訳もできる」わけではなく、ろう者もきこえる人同様、通訳としての知識、技術、

倫理等を身に付けた上で、放送や講演はもとより医療や福祉、司法などのあらゆる場面で手話通訳者として活動することが望まれます。

また、「手話通訳（ろう者）」が増えることで、「手話通訳（きこえる者）」の役割が縮小したり、失せたりするものではありません。むしろ、通訳は、ろう者ときこえる人が互いを尊重し、協働することで、ろう者の更なる社会参加や自立を促し、社会全体の発展に寄与することができるものと考えられます。

手話通訳の養成・認定・派遣にかかる制度や環境が、きこえる人のみを想定しているため、今後は、「手話通訳（ろう者）」も含めた制度及び環境作りが必要と考えます。

2024年7月9日
一般財団法人全日本ろうあ連盟